**令和７年度**

**寝屋川市通いの場介護予防活動支援補助金**

**募集要項**

募集期間　令和７年４月１日(火)～令和８年２月27日(金)

（窓口受付時間　　平日・午前９時～午後５時30分）

寝屋川市　福祉部　高齢介護室　地域支援担当

電話：072-838-0372

メール：[kaigo@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:kaigo@city.neyagawa.osaka.jp)

１　制度の概要

⑴　目的

住民自身が運営する運動を取り入れた通いの場（以下「通いの場」といいます。）に対し、補助金を交付することにより、団体の活動の継続性を高め、人と人とのつながりを通じた介護予防の推進を図ります。

　⑵　補助対象団体及び補助基準

　　　寝屋川市の区域内（以下「市内」といいます。）で、地域住民の介護予防を目的とした通いの場を運営する団体のうち、次の補助基準を全て満たす団体とします。

【補助基準】

ア　満65歳以上の市民（市内に居住し、寝屋川市の住民基本台帳に登録されている人をいいます。以下同じ。）の実参加者数が10人以上であること。

イ　１回当たり１時間以上、１月当たり概ね２回以上で通いの場を定期的に開催していること。

　　ウ　活動内容に15分以上の体操を含んでいること。

　　エ　補助対象団体の代表者は、参加者であること。

　　オ　団体名、活動日時、場所等の公表、及び新たに参加を希望する人を可能な範囲で受け入れることについて同意していること。

　⑶　補助対象外活動

　　　次のいずれかに該当する活動は、上記基準を満たしていても、補助対象となりません。

　　ア　土地の買収又は整地、建物の建築等個人の資産を形成する活動

イ　営利を目的とする活動

ウ　宗教的又は政治的な活動

エ　複数の団体が個別に申請した活動のうち、活動に関わる団体の構成員の過半数が当該複数の団体において共通し、かつ、各団体の活動に密接な関連が認められる活動

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している活動

　⑷　補助対象経費

　　　団体の活動に必要な経費とし、当補助金以外の補助、給付等の交付がある場合は、その補助、給付等の額は、補助対象経費から除くものとします。

補助対象となる活動期間は、交付申請を行った月の初日から令和８年３月31日までです。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 経費の種類（内容） |
| 対象 | 会場使用料、文具、印刷（コピー）、備品（椅子等）、消毒用品（手指アルコール等）、衛生用品（マスク等）、郵便料、保険料、講師（参加者除く）への謝礼  ※その他市が認めたもの |
| 対象外 | 飲食料費、交通費、活動会場以外の親睦会 |

⑸　補助金の額

補助対象団体１か所当たりの補助金の額は、通いの場の開催数に1,000円を乗じて得た額（50回開催の50,000円を上限）又は補助対象経費の低い方の額とします。

⑹　申請の審査

申請書類を基に、規定する補助対象団体、補助基準、補助対象経費、補助金の額等（以下「審査基準」）に該当していることを審査し、不明又は不備があった場合には確認します。審査基準に該当しない場合、補助金の交付を受けることはできません。

⑺　交付決定後

　　実績報告に必要な経費の詳細（講師の場合は住所及び氏名）を記載した領収書（レシートも可）、参加者出欠表を管理してください。また、申請書類に変更事項が生じた時は市へ連絡し、書類の提出が必要です。

なお、市が活動状況の確認を行う場合があります。

　⑻　実績報告

　　補助金の交付を受けた年度の終了時、直ちに実績報告（実績報告書等の提出）が必要です。補助金の額は実績報告の審査の上、確定します。

２　申請手続・提出時期等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 提出時期等 | 備考 |
| 【交付申請】  寝屋川市通いの場介護予防活動支援補助金交付申請書、収支予算書、参加者名簿 | 令和７年４月１日(火)  ～  令和８年２月27日(金) | 審査の上、市から交付決定通知を行います(交付申請から概ね30日以内)。  ※　交付申請を行った月の初日以降の活動が補助対象となります。 |
| ※必要に応じて  【申請内容変更申請】  寝屋川市通いの場介護予防活動支援補助金交付申請内容変更届出書 | 申請内容に変更が生じたら高齢介護室に連絡後、期日までに提出 | 審査の上、市から変更承認・不承認決定通知を行います(変更申請から概ね30日以内)。 |
| 【実績報告】  寝屋川市通いの場介護予防活動支援補助金実績報告書、収支決算書、参加者出欠表、領収証 | 最終活動日から  ２週間以内 | 審査の上、補助額の確定を行います(実績報告から概ね30日以内)。  ※　確定通知とともに請求書の様式を送ります。 |
| 【請求】  寝屋川市通いの場介護予防活動支援補助金交付請求書 | 令和８年４月中 | 審査の上、補助金を指定口座に振り込みます(請求から概ね30日以内)。 |

　　※　補助金の交付を受けた場合、補助金に係る費用等の収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた年度の終了後５年間（2031年３月31日まで）保存する必要があります。